

第11回割賦販売小委員会

イシューに対する法規制のあり方

～資料5「抗弁の接続、苦情・相談対応のあり方について」に対する意見～

4月30日 池本誠司

1、検討の基本姿勢

- 事務局資料5は、イシューに対する「抗弁の接続や苦情処理義務といった制度上の新たな負担」を課すか否かについて、両者を一括して検討している（2頁）。
- しかし、マンスリークリア取引のアクワイアラー等に対し登録制・加盟店調査措置義務を課すか否かを議論し、これに関連してマンスリークリア取引のイシューに対し苦情対応義務を課すか否かを議論してきた経緯に鑑み、また抗弁接続規定を適用することと苦情対応義務を定めることは、その必要性、有効性、問題点等が異なることに鑑み、各規定の導入の可否については個別的に検討すべきである。

2、マンスリークリア取引におけるイシューの苦情対処義務の導入について

【意見】

- アクワイアラー等の加盟店調査措置義務とイシューの苦情対応義務を「購入者等の利益の保護を図るため」の規定として導入すべきである。

(1) イシューの対応の実態をどのように評価するか

(ア) イシューに対する「事務局によるヒアリング結果のまとめ」資料4

- 国内アクワイアラー経由の取引について

「イシュー毎に、アクワイアラーに伝票徴求・調査依頼をする取引の範囲が異なるが、少なくともイシューが加盟店の取引に問題があると認識した情報については、ヒアリングを行ったいずれのイシューもアクワイアラーに調査依頼を行っており、何らかの回答を受領している。」

「国内取引については、加盟店の取引について問題を認識すれば情報を連携しており、適切な是正が行われているはず。」

という意見である。

⇒こうしたイシューの自己評価が、消費生活センターの相談処理の実態と比較して正当な評価と言えるか？

(イ) 国民生活センターの事例分析から見たイシューの対応の特徴

- 消費生活センターの相談処理から推測されるイシューの相談対応の特徴は、
 - ・外形的に不履行の判定が容易な苦情については、イシューが比較的対応しているのに対し、
 - ・加盟店の販売方法等の調査により実質的な不履行が判定できる苦情については、イシューの多くは対応しておらず、消費生活センターもイシューとの交渉を見送っている傾向が窺える。

- イシューアのヒアリング結果と国民生活センターの相談事例分析とを総合すると、
・「イシューアが加盟店の取引に問題があると認識した情報」については調査依頼や情報を連携しているというのは、外形的に不履行が判定できる苦情を指すものにとどまり、トラブルの過半数を占める加盟店の販売方法の調査により実質的な不履行が判定できる苦情については、調査・対応ができていたとは言い難い。
- したがって、事務局資料5の「消費者の申立内容等から加盟店の行為に問題があることが推認されるような場合には、各イシューアが、事案に応じ柔軟に調査・消費者救済に取り組んでいる実態が明らかとなった。」（1頁）との評価は不適切である。
- 事業者ヒアリングの結果だけでなく相談事例分析を踏まえた再評価を求める。

（2）イシューアに苦情対応義務を課すことの必要性

（ア）マンスリークリア取引のトラブルの増大と規制の必要性

- マンスリークリア取引に関する苦情相談件数は、平成21年度が11,078件であったものが、平成25年度は29,993件と約2.7倍に急増している（消費者委員会「クレジットカード取引に関する消費者の問題についての建議」添付資料）。
- 割賦販売法の規制がある包括信用購入あっせんは平成21年度18,195件から平成25年度19,985件とほぼ横ばいであることと比較して、マンスリークリア取引のトラブルの増大が顕著である。
- インターネット取引自体の取引高の拡大傾向（平成20年：6兆円⇒平成24年：9.5兆円）よりも、マンスリークリア取引のトラブル増加率が高い状況にある。

（イ）マンスリークリア取引のトラブル発生割合の捉え方について

- マンスリークリア取引の年間契約件数（平成24年度25億9388万件）に対し、相談苦情件数（平成24年度2万2063件）であり、相談発生率は0.00085%にとどまるとのデータ（第1回調査会、資料4の19頁）がある。
- しかし、インターネット取引の消費者トラブルにおいては、1件の相談事案において多数回のマンスリークリア取引の決済を行っていることが多い。

例えば、別紙「マンスリークリアカード決済事例報告」に記載したケースは、出会い系サイト・SNSサイト被害対策弁護団のメンバーが取り扱った事例であるが、1人の相談者の決済件数・被害金額が、①485件合計約180万円、②141件合計約130万円、③108件合計約100万円、④181件合計約351万円に上っている。

消費生活相談に係る出会い系サイトの平均契約金額661,641円（消費生活年報2014年度版42頁）も、多数回のマンスリークリア決済が存在することが推測

される。

- 他方で、社会の中で利用されているマンスリークリア取引は、スーパーマーケット等での毎日の買い物の決済や、電気・ガス・水道・電話・新聞・プロバイダー等の毎月の支払いなど少額の決済に利用されており、これらに関するトラブルはほとんど発生しないため、決済件数を基準としたトラブル発生割合は必然的に低くなる。
- 産業構造審議会消費経済部会第2回特定商取引小委員会(平成19年4月3日)の資料5では、訪問販売トラブルの発生割合を店舗販売と比較するに際し、年間販売額と相談に係る購入金額総額とを比較していた。

	訪問販売	店頭販売
①年間商品販売額 (平成14年 商業統計調査)	※ ₁ 10兆7385億円	109兆8305億円
②相談のあった契約の購入金額総額※ ₂ (国民生活センター(パイオネット)データ調べ(平成14年度))	1226億円	2841億円
②/① (%)	1.14 %	0.26 %

※₁ 国民生活センター(パイオネット)データにおける訪問販売に関する相談は、特定商取引法の指定外の商品についても含んでいるため、ここでは商業統計において、全ての小売業についての訪問販売での年間商品販売額と比較する。

※₂ 総額は、相談件数のうち契約金額について記載のないものを除く。

- したがって、マンスリークリア取引のトラブル発生割合を示すに当たっても、年間信用供与額と相談に係る契約金額とを比較すべきである。

年間信用供与額は日本クレジット協会の統計があるので、相談に係る契約金額を国民生活センターから開示を求める。

(ウ) オフアス取引におけるイシューアークとアクワイアラークの連携の必要性

- ① イシューアークとアクワイアラークが分離したオフアス取引において、イシューアークが直接的な契約関係のない販売業者を調査・措置することが出来ないため、クレジットトラブルが増大している現象は、国内経由・海外経由を問わずオフアス取引のしくみからくる問題点である。
- ② アクワイアラーク等に加盟店調査措置義務を課しても、購入者との間で直接的な契約関係のないアクワイアラーク等は、購入者から苦情を受け付けたり回答する立場にないことや、加盟店調査措置を講ずるインセンティブが働かないことから、アクワイアラーク等だけの義務規定では加盟店調査措置義務による取引適正化の実効性が確保できない。

(エ) 海外アクワイアラーク等の加盟店調査措置義務の実効性確保にはイシューアークの苦情対応が不可欠

- ① 海外アクワイアラーク等に対し登録義務および加盟店調査措置義務を課すとしても、アクワイアラークや決済代行業者はカード利用者から第一次的に苦情を受け付

ける立場にないため、イシューアからアクワイアラー等に対する情報提供や調査要請がなければ苦情の調査が実施できない。国内アクワイアラー同士の連携に比べ、これまで連携の実績がない登録海外アクワイアラー等との連携は、苦情対応義務を定めることが必要である。

- ② これまでは、決済代行業者は包括加盟店という位置付けから、イシューアが消費者(消費生活センター)に決済代行業者の連絡先を開示し、直接交渉する方法が取られてきた。

今後は、登録決済代行業者を利用しない登録海外アクワイアラーの場合は、イシューアがアクワイアラーを開示しアクワイアラーが消費者(消費生活センター)からの苦情を受け付けて調査措置するのか、またはイシューアが窓口となりアクワイアラー等と連携して苦情対応を行うのか？ 後者であればイシューアの苦情対応義務の存在が必須ではないか。

(3) イシューアに苦情対応義務を課すことの相当性

(ア) 加盟店調査措置義務の法的根拠付けはイシューアの法的立場に由来する

- ① クレジット会社の加盟店調査義務や苦情の適切対応義務(割販法 30 条の 5 の 2、35 条の 5 の 20)は、クレジット取引を提供するクレジット会社の消費者に対する不適正与信防止の配慮義務(準委任契約上の付随義務)に由来するものであり、同法 30 条の 5 の 2 および法 35 条の 3 の 20 には、「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため」と明示している。
- ② オフアス取引におけるアクワイアラー等だけに加盟店調査措置義務を課すことの議論では、クレジット取引の適正化に関する関係事業者の責任の法的位置づけを示すことが出来ないのではないか。
- ③ 消費者と直接の契約関係にあるイシューアに何らの対応義務もないのに、なぜアクワイアラーに対応義務を課すのかについて、法的根拠をどのように説明できるのか？

イシューアが消費者に対して負うクレジット契約に伴う不適正与信防止の配慮義務を基礎として、オフアス取引においてはアクワイアラー等がイシューアの履行補助者の立場に当たることが、法的根拠と認められるのではないか。

- ④ **資料 5** の 3 頁で、包括信用購入あっせん業者の苦情対応義務(法 30 条の 5 の 2)については、「イシューアがアクワイアラーに苦情情報を通知し、通知を受けたアクワイアラーが原因究明等の処理を行うという考え方」を示しながら、マンスリークリア取引のイシューアに何らの義務も規定しないのはアンバランスではないか。

(イ) 割賦販売法の適用対象とマンスリークリア取引の取扱い

- ① 割賦販売分科会基本問題小委員会平成 19 年 12 月 10 日付報告書は、割販法の適用対象を「割賦払いの誘引性」がある「2 月を超える後払い」とし、マンス

リークリア取引には拡大しないとの結論を示した。

ただし、その際の議論は、書面交付義務、過剰与信防止義務、適正与信調査義務、抗弁の接続等の規定を全体として適用する対象範囲を画する議論であった。

- ② これに対し、現在の議論は、マンスリークリア取引のオフアス取引において、アクワイアラー等の加盟店調査措置義務を課すことに関連して、イシューアの苦情対応義務を課すかどうかに絞った議論である。

クレジット会社の苦情対応義務・加盟店調査措置義務は、加盟店にクレジット取引システムを利用させている事業者として、消費者に対する取引適正化の配慮義務の履行として認められるものであり、この義務を取り出して議論するのであれば「割賦払いの誘引性」の問題ではない。

(ウ) マンスリークリア取引とリボルビング取引の境界解消の動き

- ① 今日のクレジットカードは、**あとからリボ払い・事前登録型自動リボ払い**を付したカードが広がっている。

・「**あとからリボ払い**」：加盟店ではマンスリークリア取引として利用しても、支払日の一定期間前までにメール・WEB・電話により申し出ることにより、リボルビング払いに変更できる特約。

・「**事前登録型自動リボ払い**」：事前に登録しておくことにより、店頭で一括払いを利用した取引が、個別の連絡なしで自動的にリボ払いに変更される特約。

- ② 「あとからリボ払い」は、リボルビング払いへの変更を想定した決済方法であるから、書面交付義務や抗弁の接続規定は、リボルビング払いに変更した場合に適用されるものと解し、業務適正化義務（法30条の5の2）は当初から義務を履行する必要があると経産省自身も解している（経済産業省「割賦販売法の解説・平成20年版」49頁）。

- ③ 別紙「あとからリボ払いの取り扱い状況」に記載したとおり、主要カード会社のHPを調査したところ、銀行系、流通系、信販系、ブランド兼業系を問わず、調査したすべてのカード会社が「あとからリボ払い」を採用しており、ほとんどのカード会社が「事前登録型自動リボ払い」も採用している。

⇒カード業界における「あとからリボ払い」「自動リボ払い」の普及状況はどのようなものか、平成27年2月3日提出の質問事項に回答されたい。

- ④ 「あとからリボ払い」や「事前登録型自動リボ払い」は、クレジットカード会社自身がマンスリークリア取引とリボルビング払いの境界を解消する仕組みを導入しているものであり、あとからリボ払いの特約付きのクレジットカードについては業務適正化義務が課されるべきであるし、そもそもマンスリークリア取引とリボルビング払いを取引適正化義務の面で区別することが不合理である。

(エ) イシューアの苦情対応義務とコスト負担について

- ① 日本クレジット協会は、マンスリークリア取引は収益率が低い、または営業経費が上回っており、苦情の処理費用が増大すればクレジットカードの各種サービ

スの縮小・停止など多くの消費者に影響を及ぼすなどと主張する(資料3)。

- ② 一方で、消費者トラブルの発生率は低いと主張しながら、他方で、苦情申出の増大や処理費用の増大によりクレジットカードの各種サービスの縮小・停止などに影響を及ぼすと主張することは、不当な誇張ではないか。

苦情申出件数の増大の可能性は、抗弁接続規定の導入による影響として議論する余地はあるが、苦情の対処義務を規定することが苦情申出件数の増大にはつながらない。

(抗弁接続規定による苦情申出件数の増大の可能性については後述する)

- ③ マンスリークリア取引の収益率が低いとする根拠のうち営業費用の中の「ポイント還元額」は、クレジットカードのシェア確保のための営業政策であり、カード決済システム自体の経費ではない。
- ④ チャージバックの手数料として1件当たり数千円かかるというが、割販法に基づく苦情の調査依頼と調査措置の対応はチャージバック制度とは別の取扱いであり、イシューアークとアクワイアラーの相互に法律上の調査対処義務が規定されることにより、チャージバック制度のようなコスト計算は生じないはずである。

(オ) イシューアの自主的対応と苦情対応義務規定による消費者保護の水準について

- ① **資料5**は措置の方向性について、

「(各イシューアの)『バラツキ』は、各社が消費者被害救済の観点から、事案に応じ柔軟に、法令・会員規約を超えて対応する一方、法令・会員規約を本来の趣旨に則って運用する社もあることから生じたといえ、各社の対応にバラツキがあるということが、イシューアークに対しマンスリークリア取引に係る抗弁の接続や苦情処理義務といった制度上の新たな負担を課すべき根拠とはならないのではないかと」

「仮に制度上新たな措置を求めた場合、負担増から、かえって画一的な対応を執らざるを得ず消費者被害救済が後退する(おそれがあるのではないかと)」

との指摘がある。これは、「柔軟な対応」の意味をすり替えており、訂正または削除すべきである。

- ② 現行法に基づく「法令・会員規約を本来の趣旨に則って運用する対応」とは、マンスリークリア取引のイシューアークは苦情対応も抗弁接続も何ら責任がないということであり、それでは消費者保護が不十分であるから、法改正が必要であると議論しているところである。バラツキがあるから不満なのではなく、現行法令・会員規約に基づく対応に不満があるのである。

「法令・会員規約を超えて柔軟に対応する」とは、何もしなくてよい現行法制度に比べればある程度の対応をしているに過ぎず、苦情対応義務や抗弁接続規定を導入するよりも消費者保護の水準が高いかのような記述だとすれば、意味を取り違えている。

そして、「新たな措置を求めた場合、・・・消費者被害救済が後退する」とは、

どのような場面を述べているのか、意味が分からない。苦情対処義務と抗弁接続が規定されている包括信用購入あっせんの方が、マンスリークリア取引よりも消費者被害救済の水準が低いというのか？

このような取りまとめは、事実認定においても論理的にも到底認められない。

3、マンスリークリア取引における抗弁接続規定の導入

【意見】

- クレジットカード取引の適正化の実効性確保と消費者被害の救済のため、抗弁接続規定を併せて導入すべきである。

(1) 抗弁接続規定による被害救済・取引適正化の必要性

- 抗弁接続がない場合は、顧客の苦情についてイシューアが調査依頼等の手配をしないことのリスクを、消費者がそのまま負担することとなる。

抗弁接続規定と苦情対処義務を設ければ、消費者の苦情に対し、イシューアが苦情の調査分析をしなければ、抗弁主張を受け入れるべきか拒否するか判定が出来ずリスクを負担する可能性が生じる。

つまり、抗弁接続規定が苦情対応を行うインセンティブとなる。

(2) 抗弁接続規定によるコスト負担の増大の有無

- 抗弁接続規定の導入は、消費者の抗弁主張を無制約に受け入れることではなく、イシューアにおいて正当な抗弁事由でないと考えれば抗弁主張を拒絶すればよく、立証責任は消費者側にある。
- 抗弁接続規定の導入により、「画一的な対応を執らざるを得ず消費者被害救済の水準が後退する」（資料5の2頁）との指摘は誤りである。「画一的な対応」とは、抗弁事由の存在を消費者が証明する場合にだけ抗弁主張を認める、という意味だと思われるが、それが抗弁接続規定の効果であり、それ以上の効果を求めるものではない。
- クレジット業界は、抗弁接続規定の導入により、「抗弁の申出（モラルハザードを含む）が大幅に増加すれば、対応費用も大幅に増加する」（資料3の5頁）という前提で議論しているが、抗弁接続規定がある包括信用購入あっせんにおける抗弁の申出（モラルハザードを含む）がマンスリークリア取引と比べてどれだけ多いのか、具体的なデータで示して議論すべきである。例えば、ブランドバック・美容医療など共通の商品・役務の取引に利用されるマンスリークリア取引とリボルビング払いとで、抗弁の申出率がどれだけ違うのか、データで示してほしい。

こうした客観的なデータなしで、「抗弁の申出（モラルハザードを含む）が大幅に増加」するかのような議論をすることは、前提事実を歪める誤導的な議論である。

- 少額取引について苦情対応・調査措置の経費が課題となる場面があり得ることは否定しないが、現行法の抗弁接続規定も抗弁主張に対するコスト負担を配慮して「4万円未満の取引」は適用除外としている（割販法30条の4第4項、政令24

条)。

(3) 抗弁接続規定の適用による一般消費者への不利益の有無

- 抗弁接続を導入すると、「クレジットカードを利用するすべての消費者の利便性を損ねるといったおそれがあるのではないか」（資料5の2頁）との指摘は、上記のように前提事実が不明朗ないし誇大なものである。
- クレジットカードを主とするキャッシュレス決済の推進は、「クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備」（日本再興戦略・改訂2014）を行うことが前提である。
- 消費者全体にクレジット取引の安全確保のためにコストが分散されることは、「取引の安全を確保することにより、消費者が安心してクレジット決済を利用することにつながり、クレジット取引が促進される」（イギリス消費者信用法制度調査報告から）という理念に基づいて判断すべきである。

(4) 割賦法の法目的との関係～マンスリークリアとリボルビングの違い～

- 割賦法の法目的は「後払いの誘引性」に着目するものであり、マンスリークリア取引は適用対象外であるとの見解について。
割賦払いの誘引性を法規制の枠組みとするという見解は、割賦後払い取引に対する過剰与信対策や三者型決済手段に対する不適正取引対策などを一括して議論した当時の見解であり、苦情対処義務と抗弁接続規定に絞って検討する場面では妥当しない。
- クレジットカードの経済的機能として、マンスリークリア取引とリボルビング払いとの区別を無くする方向で進んでいる現状は、割賦払いの誘引性を枠組みとする考え方は妥当しない。

(5) 他の決済手段との比較

- プリペイド・デビット決済には抗弁接続規定も加盟店調査義務もなく、決済手段としてマンスリークリア取引にばかり過大な義務を課すことは適切でないとの見解について
プリペイド決済に関するトラブルも多発している状況において、資金決済法による加盟店調査義務を課すことこそ検討すべきであり、他の分野に規制がないからクレジットの規制に反対することは本末転倒である。
プリペイド・デビット決済には抗弁接続制度はなじまないが、加盟店調査義務違反による損害賠償責任を検討すべきである。

マンスリークリアカード決済事例報告

平成27年4月27日

出会い系・SNSサイト被害対策弁護団
所属弁護士 中 村 弘 毅
同弁護士 松 苗 弘 幸

出会い系・SNS被害の深刻な現状に鑑みて、全国的な活動として、出会い系・SNS被害撲滅を目的として、全国的に連携して活動すべく、「出会い系サイト被害全国連絡協議会」を発足されており、平成23年7月2日の第1回協議会開催後、第8回協議会まで開催されています。

また、埼玉弁護団においても、相談から受任・被害救済等に対応しているところ、埼玉における被害件数等の推移（弁護団相談件数）は、以下のとおりです（但し、クレジット取引以外に、銀行振込、電子マネー等の決済手段を含む）。

平成23年1月1日～12月31日 141件：総額約2億4668万円
平成24年1月1日～12月31日 93件：総額約2億0645万円
平成25年1月1日～12月31日 99件：総額約1億8080万円
平成26年1月1日～12月31日 103件：総額約9800万円（注：48件分の総額）

その中から下記のような事例を紹介します。もともと、これらは特殊な案件ではなく、マンスリークリア方式による多数回のクレジット取引件数のある相談者（被害者）は、むしろ通常と言えます。

【事例1】

性別：男 年齢：20代 被害合計額：約180万円 取引期間：約1年11か月（2010／5／18～2012／4／30）

	クレジット会社A	クレジット会社B	クレジット会社C	計
サイト1	5	3		8
サイト2	251	98	126	475
その他		1	1	2
計	256	102	127	485

【事例2】

性別：男 年齢：40代 被害合計額：約130万円 取引期間：約9か月（2012／10／13～2013／6／11）

	クレジット会社A	クレジット会社B	クレジット会社C	計
サイト1	5		3	8
サイト2		12	62	74
サイト3		8		8
サイト4	10		15	25
サイト5		8		8
その他	8	10		18
計	23	38	80	141

【事例3】

性別：女 年齢：40代 被害合計額：約100万円 取引期間：約2か月（2011／11／4～2012／1／8）

	クレジット会社A	クレジット会社B	クレジット会社C	計
サイト1	41			41
サイト2		67		67
計	41	67	0	108

【事例4】

性別：男 年齢：60代 被害合計額：約351万円 取引期間：約7か月（2013／2／15～2013／9／23）

	クレジット会社A	クレジット会社B	クレジット会社C	計
サイト1	18	10		28
サイト2	4			4
サイト3	4		4	8
サイト4	15			15
サイト5	6			6
サイト6	45	5	3	53
その他	44	10	13	67
計	136	25	20	181

あとからリボ払いの取扱い状況

2015 年 4 月 25 日 HP 調査：池本誠司

＜主なカード会社のHPにおける表示の例＞

① JCBカード

「ショッピング利用後リボ払い・分割払い：ショッピング1回払い・ショッピング2回払いご利用分をあとからショッピングリボ払い・分割払いに変更できるサービスです。

「『支払い名人』は、登録すると、国内・海外問わず、ショッピング1回払いご利用分が自動的にショッピングリボ払いになるお支払い方法です。」

② 三菱東京UFJ-VISAカード

「リボ払い変更サービス：分割払いを除く、ショッピングご利用分やキャッシングの一括払いのご利用分をあとからリボルビング払いに変更できるサービスです。」

③ 三菱UFJニコスカード

「1回払いに指定したご利用分をインターネットやお電話で簡単に「リボ払い」に変更することができます。国内・海外を問わずご利用いただけます。」

「登録型リボ『楽Pay』なら、毎月のお支払金額を自分で決められます。翌月以降へ繰り越しになると、年会費がおトクに！」「お店では一回払い。ご指定金額を超えた分は自動で翌月以降に繰り越し」

④ 三井住友VISAカード

「お買物をしたあとからお支払いをリボ払いに変更できる便利なサービスです。」

⑤ ダイナースクラブカード

「事前に『なんでもリボ』設定時には、店頭で一回払い、ボーナス一括払いとご指定いただいてもリボルビング払いとなります。」

「あとからリボルビングは、1回払いのご利用後でも、インターネットまたはお電話でリボルビング払いに変更できます。」

⑥ アメリカンエクスプレスカード

「ペイフレックスとは、あらかじめ設定した金額を超える利用に関しては、リボルビング払いの指定があったものとして取り扱うサービスを言います。」「お店での使い方は、今までどおり、カードをご提示するだけです。」

⑦ セディナカード

「『あと決めプラン』なら、月々のお支払額を自分で指定できるのでとっても便利！ 設定額を超えた場合は翌月以降に繰り越せて便利」

「『ALL リボ楽だ宣言』のお申し込みで、1回払いご利用分がご請求時に自動的にリボ払いになります。これからは精算時にわざわざ『リボ払いで』と言わなくても大丈夫。月々のお支払い額もほぼ一定額だから安心です。」

⑧ オリコカード

「『あとリボ』とは、クレジットカードでショッピングや各種料金のお支払いなど、お客さまがご利用いただいた1回払い・2回払い（ボーナス一括払い・ボーナス二括払いを含む）のお支払いを、あとからリボルビング払いに変更できる便利なサービスです。」

⑨ ジャックスカード

「リボ変更サービスは、『1回払い』『2回払い』や『ボーナス1回払い』『ボーナス2回払い』などのショッピングご利用分を、あとから『リボ払い』にご変更頂けます。」

「Jリボサービスは、登録いただくと、国内・海外での、『翌月1回払い』と指定いただいたショッピング・キャッシングのご利用分が自動的に『リボルビング払い』となるサービスです。」

⑩SAISONカード

「あとからリボ:いつもは一回払いだけど、請求額が多くなった時だけ「リボ」にしたい方におすすめ。」

「自動でリボ『リボ宣言』:毎月のお支払金額を一定にしたい。全てのお買い物をリボにしたい方におすすめ。」

⑪エポスカード

「リボ変更:お店やインターネットで「1回払い」「2回払い」「ボーナス一括払い」でお買い物をした後でも、リボ払いに変更できます」

「いつでもリボ:「いつでもリボ」にご登録いただくと、国内外を問わずご登録の翌日以降のご利用分から、すべてのショッピング1回払いご利用分が自動的に「リボ払い」になります。」

⑫ライフカード

「あとからリボ払い:「一回払いやボーナス払いでご利用頂いたお買い物も、あとからリボ払いに変更できます。」、「リボ払いへは請求書が届いてからでも変更できます」

⑬楽天カード・KCカード

「『後リボ』は、ショッピング1回払い・ボーナス1回払いご利用分を後からリボ払いに変更できるサービスです。」

「『自動リボ』は、翌月1回払いでのショッピングご利用分が自動的にリボ払いになるサービスです。」「お買い物の都度、『リボ払い』と指定しなくてもいいから手間いらず!」

⑭イオンカード

「明確指定リボは、ご利用明細の1件単位で指定し、リボ払いに変更するサービスです。買い物の後でもリボ払いに変更できます。」

「全リボは、一度のご登録でその後の支払いを全てリボ払いにするサービスです。リボ払いと言わなくても自動的にリボ払いにできます。」

⑮DCMX (docomo) カード

「あとからリボは、1回払い・ボーナス払いで購入した商品を後日、リボ払いに変更できる便利なサービスです。」

「こえたらリボは、お店で『リボ払い』とお申し出いただくなくても、事前に決めておいた支払額を超えた分は、自動的に翌月以降に『リボ払い』になります。」

⑯J P BANKカード (ゆうちょ銀行)

「あとからリボ:お店で『1回払い』・『2回払い』・『ボーナス一括払い』をご指定されたカードショッピング代金を、あとから『リボルビング払い』に変更できる便利なサービスです。」

平成 27 年 2 月 3 日

割賦販売小委員会 御中

委員 池 本 誠 司

後からリボルビング変更機能付きカードに関する質問について

割賦販売小委員会における今後の審議のための参考資料として、日本クレジット協会において以下の事項を調査のうえ、小委員会においてご報告頂きたく質問させていただきます。よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

日本クレジット協会加盟のクレジットカード会社において、

- ① マンスリークリア方式専用カードを発行している会社数と発行枚数
- ② マンスリークリア方式とリボルビング払い方式の兼用カードを発行している会社数と発行枚数
- ③ 上記②のカードのうち、後からリボルビング払いに変更できる機能（個別連絡型と事前登録型を含む）付きのカードを発行している会社数と発行枚数。
- ④ リボルビング払いの取引高のうち、後からリボ払い変更機能を利用した取引高が把握されていればその金額

以上は、集計済みのうち新しい年度のもので、かつ推計数で結構です。

仮に加盟会社全体の集計がなければ、主要 14～16 社の仮集計でも結構です。

よろしくお願いします。